

## A. 都市拠点

<設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい>

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	<p>□ 地域ごとに誇りとする連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、前橋の顔、地域の顔としての都市景観を形成する。</p> <p>□ その他の指針は類型共通指針による。</p>	<p>□ 建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（県庁、市役所、前橋駅、新前橋駅、利根川に架かる橋）からの赤城山等の眺望に配慮した配置掲出方法とする。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ 官公庁街の建築物等は、既存の官公庁施設と呼応する形態・色彩・意匠の採用などにより、品格ある景観を保全する。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ その他の基準は類型共通基準による。</p>		<input type="checkbox"/>
小 景 観	<p>□ それぞれの地域が担うべき拠点機能に配慮し、それぞれの地域のもつ歴史・文化や周辺環境に配慮した景観形成を心がける。特に、市の中核である本庁管内地区の中心市街地や副都心機能を有する新前橋駅周辺においては、顔づくりやまちの品格に配慮した景観形成を心がける。</p> <p>□ その他の指針は類型共通指針による。</p>	<p>□ 建築物等は、駅前広場や道路の施設配置と整合した形態とするとともに、隣接する建築物等の配置、形態、色彩、意匠（以下これらを「配置意匠」という。）と相互に協調させることにより、地域の拠点に相応しいまちなみづくりに配慮する。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ 建築物等の低層部は、接道部の緑化や開放的なデザイン、適度な壁面後退による植栽スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりのある空間を創出し、拠点として公共性の高い景観形成を心がける。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ 屋外広告物は、周辺の屋外広告物と協調した配置掲出方法とするなど、拠点として品格ある景観形成に配慮する。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ 住宅地区や田園地区との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し互いを引き立たせる風景を創り出すよう心がける。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ その他の基準は類型共通基準による。</p>		<input type="checkbox"/>

※「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。